

宇都宮市住宅改修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する宇都宮市住宅改修事業費補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、住宅の性能・機能を向上するための住宅改修工事費の一部を補助することにより、良質な住宅ストックの形成及び市民の安全・安心かつ、快適な住生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 必須工事 別表第1に規定する住宅の性能・機能を向上するための住宅の改修工事
- (2) 必須工事費 必須工事に要する経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (3) 選択工事 別表第2に規定する必須工事と併せて行う住宅改修工事
- (4) 選択工事費 選択工事に要する経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (5) 補助対象工事費 必須工事及び選択工事を合算した改修工事費
- (6) 他の既存の住宅改修補助制度 宇都宮市木造住宅耐震改修補助金、宇都宮市重度身体障害者住宅改造費補助金、宇都宮市高齢者にやさしい住環境整備事業費補助金、居宅介護（予防）住宅改修の支給

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本市に住民登録があること。
- (2) 別表第1に規定する改修工事を行うこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。

(補助対象住宅)

第5条 補助対象住宅は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす住宅とする。ただし、賃貸住宅を除く。

- (1) 所在地が市内であること。

- (2) 補助対象者、又は補助対象者の二親等以内の同居親族が所有する住宅であること。
- (3) 補助対象者が現に居住している住宅、又は今後居住する住宅であること。

(補助対象工事)

第6条 補助の対象となる工事は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内に本店、若しくは支店・営業所を有する法人、又は市内に住所を有する個人事業者が行う、居住の用に供する部分の改修工事であること。ただし、特段の理由があると市長が認める場合については、この限りではない。
- (2) 補助金申請年度の2月末日までに申請した上で、補助金申請年度内に契約を締結し、補助金申請年度の3月末日までに完了実績報告書が提出できる工事であること。ただし、特段の理由があると市長が認める場合については、この限りではない。
- (3) 補助金交付決定後に工事契約を締結する工事であること。ただし、特段の理由があると市長が認める場合については、この限りではない。
- (4) 必須工事費の合計額が10万円以上であること。
- (5) 選択工事は、必須工事と併せて行う工事であること。
- (6) この要綱による補助金の交付決定を受けていない住宅の工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、対象としない。

- (1) 住宅と別棟の倉庫、車庫の工事
- (2) 造園、門扉、塀等の外構の工事
- (3) 家具、調度品、家電製品の設置工事
- (4) 電話、インターネット等の配線工事又はテレビのアンテナ等の設置工事
- (5) 浄化槽設備の工事

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象工事費の額から既存の住宅改修補助制度の対象工事に係る工事費を控除して得た額に10分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）とし、その額が10万円を超える場合は、10万円を限度とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事費の内訳と必須工事の内容が分かる書類（工事の見積書の写し等）

- (2) 対象工事箇所を示す図面
 - (3) 対象工事箇所の施工前の写真
 - (4) 補助対象住宅の所有状況が分かる書類
 - (5) 住民票の写し（申請時に補助対象住宅に居住している場合に限る。ただし、別表第1に規定する多世代同居に伴う増設工事を行う場合にあつては、同居する世帯全員とする。）
 - (6) 申請者と対象住宅の所有者が異なる場合にあつては、所有者と申請者が二親等以内の親族であることが分かる公的証明
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の交付申請書を先着順に受け付けるものとし、補助金の申込額が予算の範囲を超えるときは、受付を停止することができる。

（交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書が提出されたときは、速やかに当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、その結果を補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（交付申請の変更等）

第10条 申請者は第8条に規定する補助金交付申請書の内容を変更、又は中止しようとするときは、補助金交付申請変更・中止申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更工事見積書の写し
 - (2) 変更工事箇所が分かる図面
 - (3) 変更工事箇所が分かる写真（変更工事着工前）
- 2 前項の申請は、第9条の規定により交付を決定した工事が完了するまでに行うものとする。
- 3 第1項の申請書の提出があつた場合における交付の決定については、前条の規定を準用する。

（完了報告）

第11条 申請者は、住宅改修工事が完了したときは、工事に係る全ての支払いが完了次

第、速やかに完了実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事契約書又は請書の写し
- (2) 対象工事箇所の施工後の写真
- (3) 住宅改修工事費の領収書の写し
- (4) 住民票の写し（申請時に補助対象住宅に居住していない場合に限る。ただし、別表第1に規定する多世代同居に伴う増設工事を行う場合にあつては、同居する世帯全員とする。）

（額の確定）

第12条 市長は、前条各号の書類の提出を受けた場合は、その内容を審査し必要に応じて現地調査等を行った後、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第9条の規定により交付決定された補助金額と、交付確定された補助金額に差異がない場合、交付決定通知書をもって交付確定及び確定の通知をしたものとみなす。

（補助金の交付請求）

第13条 補助金の支払いは、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。

- 2 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 補助金交付決定通知書の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類

- 3 補助金の交付は、申請者が指定した金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

（交付決定の取消・返還）

第14条 市長は、申請者が、次の各号の一に該当するときは、交付が決定されている補助金の全部、若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金の全部、若しくは一部の返還を命じるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき

(3) 補助金の交付決定の内容，又はこれに付した条件に違反したとき

(4) 補助金申請年度の3月末日までに完了実績報告の提出がなされないとき

2 申請者は，前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは，前項の通知書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返還しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

制定文（平成24年3月31日告示第172-3号）

平成24年4月1日から適用する。

改正文（平成25年1月31日告示第35-3号）

平成25年2月1日から適用する。

改正文（平成25年3月27日告示第117-2号）

平成25年4月1日から適用する。

改正文（平成26年4月1日告示第151号）

平成26年4月1日から適用する。

改正文（平成30年4月1日告示第154号）

平成30年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

必須工事	工事内容
屋根・外壁・天井・内壁，又は床の断熱に係る改修工事	屋根・外壁・天井・内壁，又は床の断熱改修工事で，次世代省エネ基準（平成11年基準）に対応する工事 ※屋根のみの実施等，一部の実施も対象
窓の断熱に係る改修工事	窓の断熱改修工事で，次世代省エネ基準（平成11年基準）に対応する工事（ただし，特段の理由があると市長が認める場合については，この限りではない。） ※一居室のみの実施等，一部の実施も対象
太陽熱温水器の設置工事	新たに設置する太陽熱温水器の工事
バリアフリー改修工事	手すり設置や段差解消等，バリアフリー改修促進税制の対象となるバリアフリー改修工事
防犯性向上に資する改修工事	「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」による「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された製品を使用した工事
他の既存の住宅改修補助制度に基づく工事	第3条第6号に定める住宅改修補助制度の対象工事
多世代同居に（世帯員のいずれかの直系尊属，又は直系卑属の複数世代によって同居すること）伴う増設工事	キッチン・浴室・トイレ・玄関の増設工事で，改修後にキッチン・浴室・トイレ・玄関のうちいずれか2つ以上が複数箇所あること。 ※多世代同居の状態が1年以上続くこと
多子世帯（3人以上の子と同居しており，18歳未満の児童が1人以上いる世帯）を対象とした間取りの変更工事	居室等の間取りを変更するための工事
地域活用に向けた間取りの改修工事	住居の一部を利用し，集会所や子供・高齢者の居場所等，地域コミュニティ活性化の場として活用するための工事 ※地域コミュニティ活性化の場として1年以上活用すること

別表第2（第3条関係）

選択工事	工事内容
住宅の居住部分に係る改修工事	必須住宅改修工事と併せて行う住宅改修工事 その他の公的補助を受給している場合，その対象工事箇所を除く。